

在韓米軍所属のF - 16戦闘機及び外来機の飛来に対する意見書

在韓米軍群山（クンサン）基地所属のF - 16戦闘機12機が、3月10日から約2週間の期間で嘉手納基地に飛来している。他にも岩国基地所属のFA18ホーネット戦闘攻撃機やハリアー攻撃機も離発着を繰り返し、嘉手納基地周辺の騒音は外来機の飛来で増大している。

嘉手納基地の現状は、米軍再編ロードマップに掲げられた沖縄の基地負担の軽減とは程遠い状況にある。PAC3の配備や深夜、早朝の離陸、GBS訓練、パラシュート降下訓練など、基地の運用を理由にますますその機能が強化され、恒常的に過密な訓練が固定化されている状況にある。騒音防止協定やSACO合意事項さえも遵守されない現状の中、今回の合同訓練は明らかに負担軽減に逆行するものである。

嘉手納基地において外来機の飛来は、昨年2月10日から5月10日までの3か月間、最新鋭ステルス戦闘機F22ラプターが一時移駐したのを始め、12月3日から7日には、FA18ホーネット戦闘攻撃機30機と海兵隊員約600人が参加し即応訓練を実施して、AV8Bハリアー攻撃機は恒常的に飛来し訓練を行っている。

北谷町議会では、これまでも幾度となく基地機能強化につながる訓練や外来機の飛来などに対して、関係機関に中止を求めてきたが、何ら改善策もなく住民の求めている負担軽減に逆行するものであり到底容認できるものではない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守り平穏で静かな環境を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地での負担軽減を速やかに実施させること。
- 2 あらゆる訓練に伴う外来機の飛来を中止させること。
- 3 騒音防止協定を遵守させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長